最終更新日：2015年12月22日
第一商品株式会社
代表取締役社長　落岩 邦俊
問合せ先：東京都渋谷区神泉町9番1号　総務本部 株式部
証券コード：8746
http://www.dai-ichi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、商品先物取引及び外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）を基盤として業務を営んでおります。商品先物取引については農林水産省及び経済産業省、FX取引については金融庁の管轄下にあり、それぞれ「商品先物取引法」「金融商品取引法」によって営業行為等が規制されております。従いまして当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、一般的な企業統治の課題に加え、これら業務上特有の法規制のもと、随時、的確に対応すべき内部監査体制の構築が必要であると認識しております。

上記の理由から、当社はとりわけコンプライアンスの徹底に注力し、さらなる株主価値の安定的な拡大、適正・迅速なIR活動を最重要課題とし、健全かつ効率的な企業経営を心がけ、経営意思決定の透明性向上と経営監視機能の強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はJASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ムラサキ	1,546,000	9.53
本田　美恵子	1,441,000	8.88
第一商品社員持株会	1,114,008	6.87
本田　忠	825,000	5.08
村崎　稔	486,000	2.99
本田　求	324,000	2.00
住吉　幸三郎	311,300	1.92
本田　秀	309,800	1.91
竹村　渉	229,200	1.41
種村　績	225,000	1.39

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

（注）上記「大株主の状況（平成27年9月末日現在）」は、自己株式（789,942株）を除外したものを記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島　文隆	他の会社の出身者	△										

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島　文隆		平成13年6月まで当社調査部に在籍しており、お客様からの相談窓口として中立的な立場で職務を遂行しておりました。	他業種に携わってきた豊富な経験と幅広い見地を有しており、独立的に監督し、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくという考えから社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、業務・財務状況の調査や取締役会への出席を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。会計監査人とは適正な会計監査を確保するため、互いに連携し、中立性・独立性を有する経営監視役として、会社経営全体のモニタリングを定期的に実施しております。また、当社の内部監査室との連携等については「内部監査規程」に則り、経営診断の見地から会社の財産が適正に把握されているか、社内規程の手続きの基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかについて調査及び調整を行っており、同時にその内容についても監査役会に報告されています。監査役からの求めがあれば、必要に応じて監査業務の補助を行う場合があります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中安　博司	他の会社の出身者													
檜原　俊一	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中安　博司		―――	同氏は一級建築士として設計事務所を設立・経営しており、それら豊富な実績・経験を活かし、当社を監査いただくという考えから社外監査役に選任しております。
檜原　俊一	○	独立役員に指定しております。なお、同氏は過去において当社及び一般株主に著しい影響を与える団体、個人に所属したことはなく、当社と特別な利害関係がないため、独立性を有していると判断しております。	同氏は危機管理関係の豊富な経験と幅広い識見を持ち合わせており、経営全般はもちろん個人情報保護等に至るまでの識見を活かし、当社を監査いただくという考えから社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在実施しているインセンティブ付与に関する具体的な施策はありませんが、今後も業績内容等に応じて対応を考慮してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第43期 事業年度（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）
取締役 報酬等の総額 ： 197百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、平成19年６月28日開催の定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいた報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職務と責任に応じ、取締役会決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

特に定めておりませんが、必要に応じて適宜社外取締役（社外監査役）と意見交換等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要
当社は、監査役会制度を採用しており、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設置しております。
a. 取締役会
当社の取締役会は、原則毎月１回開催し、会社法上の決議事項及び会社経営上重要な事項を決定するとともに、中長期的な経営に関する方向性について協議しております。また、取締役の職務執行における法令・定款及び社内規程（以下、「法令等」という。）の遵守徹底を確認し、執行役員・使用人の職務執行について経営監視を行っております。
b. 常務会
常務会は、適宜取締役会付議事項の事前審議等を行っております。また、その他日常業務のうち重要な事項が発生した場合には、その都度協議を行い対応しております。
c. 監査役会
当社は、監査役会制度採用会社であります。監査役は、取締役会への出席、営業の報告の聴取や重要な決議資料の閲覧、取締役の職務執行の監督等、経営の透明性及び健全性の確保に向け、経営監視機能の充実への取り組みを続けております。また、取締役の職務執行及び内部監査室による内部監査等の結果を検証するとともに、適正性をチェックし、必要に応じて改善の助言または勧告を行っております。
d. 執行役員
執行役員は、毎月開催の取締役会に出席し、各担当職務の執行状況を報告しております。
e. 使用人
毎月開催の管理者会議において、取締役会等の報告を受け、職務を執行するとともに、法令等を遵守するためのコンプライアンス教育を受けております。
f. 顧問弁護士及び会計監査人等
法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。また、会計監査人である海南監査法人から定期的な監査のほか、会計上の課題については臨時に確認も行い、会計処理の適正化に努めております。税務関連業務についても、税理士から必要に応じてアドバイスを受けております。

ロ. その他の企業統治に関する事項
a. 内部統制システムの整備の状況
当社は各部門ごとに内部統制の評価項目を設け、整備状況及び運用状況において各部門が自己評価しております。さらにその内容を独立した部門として内部監査室が独立的評価をすることで、内部統制上の不備を迅速に発見・改善して業務の適正化をはかり、各部門間の明確な相互牽制機能を維持させております。
b. リスク管理体制の整備の状況
当社は受託業務の適正な運営及び管理に関する「受託業務管理規則」を定め、当社の主要な事業活動である受託業務におけるリスク管理を行っております。調査本部はこれに則り受託業務が行われているかを管理する部門でありますが、社長または内部監査室の委任を受け、内部監査を代行する機能を付与されております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要
当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（2）内部監査及び監査役監査の状況
イ. 内部監査
内部監査室が「内部監査規程」に則り、業務監査を行うとともに、各部の全ての業務が社内諸規程等の基準に基づき適正かつ効果的に運営されているかをチェックし、違反の未然防止、問題点の指摘及びその改善指導を行うとともに、必要に応じて業務に関連する部署等が社長の指示によりその機能を分担することで、会社としての監査機能の強化と充実をはかっております。なお、内部監査等の結果については、監査実施後、速やかに報告書を作成し、取締役及び監査役に回覧を行うことになっております。

ロ. 監査役監査

監査役会として期末における監査報告書、会計監査報告を受領する際に、会計監査人より内容の説明を受け、情報交換及び意見交換を行っております。これらにより、会計監査人監査の方法と結果の相当性の判断に資するとともに、両者の監査の品質向上と効率化を図っております。また、有効かつ効率的な監査を実施するため、監査役と内部統制部門は、定期的に監査方針、監査計画、監査実施状況等について意見交換を行い、連携強化に努めております。

(3)会計監査の状況

海南監査法人を当社の会計監査人として選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務を執行した公認会計士並びに社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員・業務執行社員　仁戸田　学

指定社員・業務執行社員　高島　雅之

b. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士４名

c. 会計監査人との責任限定契約の概要

当社と海南監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30百万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

(4)社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を１名、社外監査役を２名（うち１名は独立役員）を選任し、公正で客観的な視点から経営体制を監督しております。

(5)取締役及び執行役員における男女構成の状況

当社は、女性による取締役及び執行役員の構成メンバーがまだ存在しておりません。業種的に以前より女性従業員（特に総合職）の割合が少数であったことが大きな要因ですが、平成以降は女性総合職の採用活動も積極的に行っております。平成27年９月末日現在、全従業員に占める女性の割合も20%を超過するまでに至っております。今後の人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性の確保にも対応するため、今後も常時優秀な人材ついては、男女を問わず積極的に登用していく方針であります。

(6)取締役の定数

当社の取締役は15人以内とする旨定款に定めております。

(7)取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(8)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9)取締役会で決議できることとしている株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済情勢の変化に応じた機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

３. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では下記の理由から現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

・取締役会において会社法上の決議事項及び会社経営上重要な事項を決定し、中長期的な経営に関する方向性について協議しております。また、執行役員制度を導入して経営の意思決定と職務執行を分離し、取締役会による執行役員の職務執行の監督を行い、責任の明確化及び職務執行の迅速化が可能であると考えております。

・監査役監査、会計監査及び内部監査により、取締役会の意思決定の監査、財務状況の適正な評価、内部統制システムの整備等、業務が適正に行われているか定期的に検証し、適正な経営監視機能を有することが可能であると考えております。

・社外役員及び独立役員を選任することにより、コーポレート・ガバナンスを一層強化するために外部からの公正・客観的な立場から取締役、監査役及び執行役員を管理監督するうえで適切であるとともに、それぞれの専門的見地から助言機能を強化できると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後に開催予定	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内のIR情報ページに掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	平成27年11月末日現在、IR担当を取締役副会長が務め、情報取扱責任者は総務本部長が担当し、実務担当部署として総務本部内に株式部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する取締役会決議の内容の概要（最終改定 平成27年４月１日）

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役に対しては毎月開催の取締役会において、使用人に対してはその後開催の管理者会議及び各店・各部署の責任者による会議内容の職場報告会において、法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させる。また、毎月開催の階層別集合研修において、コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス体制の強化をはかる。
・内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程を遵守して適切に実行されているかをチェックし、違反の防止、問題点の指摘及びその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、総務部作成の文章回覧経由で取締役及び監査役に回覧する。
・監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務状況に関する報告内容を検証するとともに、取締役会の決議事項が法令・定款に基づき適合であるかを確認する。また、取締役の業務執行の適正性をチェックし、必要に応じて改善の助言または勧告を行う。
・インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文章を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」及び「文書取扱規程」並びに「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。
・個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。
・会社の重要な情報の開示については、法令及び取引所の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築をはかる。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・事業活動に伴う各種のリスクについては、「受託業務管理規則」「金融商品取引業務に係るリスク管理規程」等の社内規程に基づき、各種リスクの適切な管理を行っている。リスク管理の不徹底から顧客に不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないよう、内部監査室または調査本部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告し、リスク管理に対し独立的評価を行う。
・大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。
・反社会的勢力の排除及び介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役が経営に関する判断業務に専念でき、取締役会における経営上の意思決定のスピード化をはかるため、執行役員制度を導入し、「職務権限規程」に基づく取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査役と協議の上、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置する。
・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、人事評価等は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。

(6)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制
・取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。
・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
・当社は、前号に従い監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

(7)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携をはかり、監査を円滑に行うために取締役及び使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見及び情報交換を行い会計監査人との連携をはかる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的考え方
当社は、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融商品取引業者として、役職員は、顧客等のさまざまなステークホルダーが被害を受けることを防止し、また、社会の秩序や安全性を確保するため、暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社内潜行型など）との関係を遮断し、排除していくことを宣言しております。

(2)社内体制
当社ウェブサイトに「反社会的勢力に対する宣言」として、上記の基本的な考え方を社内外に宣言するとともに、毎月階層別に実施している社内研修においても、社員に対して周知徹底を図っております。また、全般的な対応への総括、警察を含めた外部（特殊暴力防止対策協議会）との連携、情報収集等については、総務本部総務部責任者が中心となり、日々万全を期すよう備えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)適時開示に係る基本的な姿勢

経営の透明性や健全性の保持が重要であるとの観点から、情報開示に関するコンプライアンスを重視し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や、正確で明瞭な投資判断材料等の適時開示を行っております。

(2)適時開示に係る社内体制

適時開示責任者たる総務本部長が情報取扱責任者として会社情報の統括管理を行い、情報取扱責任者の指示に基づき、経理本部または総務本部が所管部署と協議し作成した開示資料を、開示担当部署である株式部が適時開示情報伝達システム(TDnet)にて開示を行っております。また、適時開示に係る社内規程等の変更の必要性の確認や、投資家からの問合せの対応等も行っております。

イ. 決定事実に関する開示

重要な決定事項につきましては、取締役会において決定し、開示が必要となる場合は、取締役会決議後、速やかに開示手続きを行っております。

ロ. 発生事実に関する開示

重要な事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した時点で情報取扱責任者を中心に当該情報を確認し、開示が必要となる場合は、速やかに開示手続きを行っております。

ハ. 決算情報に関する開示

決算に関する情報については、経理本部が主体となって決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、最終的に取締役会において承認し、早期の開示に努めております。

ニ. その他

会社情報の開示内容につきましては、常時適切に総務本部でチェックし、さらに投資家の視野に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示が行われるよう、総務部、経理部、株式部との連携を緊密にし、取締役会への報告及び承認等が滞りなく行われるよう努めております。

【 参考資料：コーポレート・ガバナンス体制の概要の模式図 】

